



# 佐賀県公報

平成17年  
6月27日  
(月曜日)  
第12622号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

◎政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

### 告示

○生活保護法に基づく指定居宅介護機関の廃止 (三七一・地域福祉課) 一

○生活保護法に基づく指定居宅介護支援事業機関の廃止 (三七二・" ) 二

○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (三七三・" ) 三

○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (三七四・" ) 五

○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更 (三七五・" ) 六

○字の区域の変更 (三七六・市町村課) 六

○" (三七七・" ) 七

○" ( ) 七

○" ( ) 七

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 七

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( ) 八

○開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 八

○公文書の開示等の実施状況 (総務法制課) 八

○佐賀県個人情報保護条例の運用状況 ( ) 九

## 公布された規則のあらまし

○政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の

一部を改正する規則(規則第一〇五号)

1 知事の資産等報告書等の閲覧簿を廃止することとした。(第一〇条及び様式関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

### ◎佐賀県規則第五号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第六号を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### ◎佐賀県告示第三百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護機関から廃止の届出があった。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 廃止年月日 平成十七年三月三十一日
- (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 株式会社マールジャパン  
所在地 福岡県粕屋郡志免町志免中央四丁目四番二十二号
- (二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 グループホームマールくらのうえ  
所在地 鳥栖市蔵上三丁目三百四
- (三) サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護  
廃止年月日 平成十七年二月二十八日
- (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会  
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
- (二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会訪問介護事業所  
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
- (三) サービスの種類 訪問介護  
廃止年月日 平成十七年二月二十八日
- (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会  
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
- (二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会通所介護事業所  
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
- (三) サービスの種類 通所介護  
廃止年月日 平成十七年四月十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 アルナ薬局有限会社

所在地 鹿島市大字高津原四千三百二十九番地三

(三) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局大川野店

所在地 伊万里市大川町大川野三千六十番地一

サービスの種類 居宅療養管理指導

◎佐賀県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業機関から廃止の届出があった。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 廃止年月日 平成十七年四月三十日
- (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 医療法人謙仁会  
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五
- (二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 ケアポート楽寿園居宅介護支援事業所  
所在地 伊万里市二里町八谷搦字二本松千二百二十四番地
- (三) サービスの種類 訪問介護  
廃止年月日 平成十七年二月二十八日
- (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会  
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
- (二) 申請者の名称、所在地及びサービスの種類  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会  
所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地
- (三) サービスの種類 居宅介護支援事業所  
名称 社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

所在地 小城郡芦刈町大字三王崎千五百二十二番地

◎佐賀県告示第三百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- |   |                     |                          |                     |                      |                       |                     |                 |                        |                        |                          |                     |                      |                        |                     |                 |                        |                     |
|---|---------------------|--------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|---------------------|-----------------|------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------|----------------------|------------------------|---------------------|-----------------|------------------------|---------------------|
| 一 | (一) 指定年月日 平成十七年四月一日 | 所在地 佐賀郡諸富町諸富津二十番地十七      | 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 | 名称 ケアサポート九州          | 所在地 佐賀市兵庫町瀧二千三百九十一番地二 | サービスの種類 福祉用具貸与      | 指定年月日 平成十七年四月一日 | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 名称 株式会社光樹              | 所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一   | 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 | 名称 グループホーム光樹の杜       | 所在地 西松浦郡有田町中部丙四百三十三番地一 | サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護 | 指定年月日 平成十七年三月一日 | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 名称 有限会社リアライズ        |
| 二 | (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 | 所在地 唐津市相賀二千三百二十五番地       | 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 | 名称 グループホーム花園         | 所在地 唐津市相賀字高尾五千百三十四番地二 | サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護 | 指定年月日 平成十七年三月一日 | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 名称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん | 所在地 唐津市久里二千四十二番地二        | 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 | 名称 宅老所久里の木           | 所在地 唐津市久里二千四十二番地二      | サービスの種類 通所介護        | 指定年月日 平成十七年三月一日 | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 名称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会 |
| 三 | (一) 指定年月日 平成十七年三月一日 | 所在地 小城市三日月町長神田二千三百二十二番地六 | 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 | 名称 小城市社会福祉協議会訪問介護事業所 | 所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地 | サービスの種類 訪問介護        | 指定年月日 平成十七年三月一日 | (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 名称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会    | 所在地 小城市三日月町長神田二千三百二十二番地六 | 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 | 名称 小城市社会福祉協議会通所介護事業所 |                        |                     |                 |                        |                     |

<p>十 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>(一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン 所在地 唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>九 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン 所在地 唐津市鎮西町名護屋四千六百四十一番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホームマールくららのうえ 所在地 鳥栖市蔵上三丁目三百四</p> <p>サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>	<p>七 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社アメニティライフ山口企画</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 福岡県粕屋郡志免町桜丘三丁目三十五番七号 所在地 福岡県粕屋郡志免町桜丘三丁目三十五番七号</p>
<p>(一) 指定年月日 平成十七年三月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家 所在地 佐賀市鍋島三丁目三番二十号</p>	<p>十二 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ライフサービス二十一 所在地 福岡市博多区上牟田一丁目五番七号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 ケアサポート草の根 所在地 鳥栖市宿町九百六十五番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>	<p>十一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン 所在地 杵島郡北方町志久二番地一</p> <p>サービスの種類 訪問入浴介護</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン 所在地 武雄市武雄町武雄八千十四番地一</p> <p>サービスの種類 訪問介護</p>

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ふくしの家ケアサポートそら

所在地 佐賀市東佐賀町十六番二号

サービスの種類 訪問介護

十四 (一) 指定年月日 平成十七年四月十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局鹿島店

所在地 鹿島市大字高津原四千三百二十九番地三

サービスの種類 居宅療養管理指導

十五 (一) 指定年月日 平成十七年四月十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局浜町店

所在地 鹿島市浜町千二百八十四番地二

サービスの種類 居宅療養管理指導

十六 (一) 指定年月日 平成十七年四月十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局江北店

所在地 杵島郡江北町大字山口三千三百九十九番地七

サービスの種類 居宅療養管理指導

十七 (一) 指定年月日 平成十七年四月十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社アルナ薬局

所在地 藤津郡太良町大字多良千五百六十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アルナ薬局大川野店

所在地 伊万里市大川町大川野三千六十番地一

サービスの種類 居宅療養管理指導

十八 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有会社社ヒューム

所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルパーサービスみずき

所在地 佐賀市金立町大字金立千八百五十五番地二

サービスの種類 訪問介護

十九 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有会社社ヒューム

所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム明日葉

所在地 佐賀市金立町大字金立千八百四十四番地三

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

◎佐賀県告示第三百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社コミュニティネット

所在地 唐津市二夕子二丁目七番五十五号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所げんき

所在地 唐津市神田二千百十番地

二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人小城市社会福祉協議会

所在地 小城市三日月町長神田二千三百十二番地六

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 小城市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

所在地 小城市芦刈町三王崎千五百二十二番地

◎佐賀県告示第三百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅介護事業

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
デイサービスあおば	唐津市千代田町二〇九番地六七	唐津市和多田大土井六番五六号	平成一七・五・一

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
医療法人謙仁会指定訪問介護事業所	伊万里市二里町八谷擲一三番地五	伊万里市二里町八谷擲字二本松一二二四番地	平成一七・五・一

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
唐津市社会福祉協議会訪問介護北波多事業所	唐津市北波多徳須恵一〇九七番地七	唐津市北波多徳須恵一四二四番地一	平成一七・三・二二

二 居宅介護支援事業

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	
指定居宅介護支援事業所あおば	唐津市千代田町二〇九番地六七	唐津市和多田大土井六番五六号	平成一七・五・一

◎佐賀県告示第三百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二十第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字久池井字花久保	<p>大字久池井字三本柳六五〇、六六九から六七一まで、六七二及び六七三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域          大字久池井字四本柳六三四から六三四三まで、六三五、六三三、六三六から六四一まで、六四二から六四二三まで、六四三、六四三<sup>第一</sup>、六四三<sup>第二</sup>、六四四、六四四<sup>第一</sup>、六四四<sup>第二</sup>、六四五、六四五<sup>第一</sup>、六四七から六四七三まで、六四八から六四八三まで、六四九から六四九三まで、六五一、六五一<sup>第一</sup>、六五二、六五二<sup>第一</sup>、六五三、六五四、六五四<sup>第一</sup>、六五五、六五六、六五八から六六四まで、六六六から六六八まで、六七三から六七六まで、六八〇、六八二、六八三、六八四、六八六、六八七、六八七<sup>第一</sup>、六八八、六八八<sup>第一</sup>、六八九、六八九<sup>第一</sup>、六九〇、六九〇<sup>第一</sup>、六九一から六九一三まで、六九二から六九二三まで、六九二五から六九二八まで、六九三から六九三三まで、六九四、六九六、六九七、六九八、七〇〇、七〇一、七二〇<sup>第一</sup>、七二〇<sup>第二</sup>、七二一<sup>第一</sup>、七二一<sup>第二</sup>、七二二、七二二<sup>第一</sup>、七二二<sup>第二</sup>から七二三四まで、七二四、七二四<sup>第一</sup>、七二五、七二七、七二七<sup>第一</sup>、七二八、七二八<sup>第一</sup>、七三二、七三三から七三五まで、七三七から七三九まで、七三九<sup>第一</sup>、七四〇、七四一、七四二、七四二<sup>第一</sup>、七四三、七四三<sup>第一</sup>、七四四、七四六、七四七、七四七<sup>第一</sup>、七四八、七四九、七四九<sup>第一</sup>、七五二、七五二<sup>第一</sup>、七五二<sup>第二</sup>、七五三、七五三<sup>第一</sup>、七五五、七五五<sup>第一</sup>、七五八、七五八<sup>第一</sup>、七五九から七六六まで、七六七、七九五、七九七、七九八、八〇〇、八〇一、八〇三から八〇七まで、八一、八一<sup>第一</sup>、八一三及び八一五から八一七まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域          大字金立字八本杉二四二四<sup>第一</sup>から二四二四<sup>第七</sup>まで、二四二四<sup>第九</sup>、二四二四<sup>第三七</sup>、二四二四<sup>三九</sup>から二四二四<sup>四四</sup>まで、二六一五<sup>九</sup>、二六一五<sup>三三</sup>から二六一五<sup>三六</sup>まで及び二六一六並びにこれらに伴う水路の区域          大字金立字九本杉二六一七<sup>三</sup>から二六一七<sup>六</sup>まで及び二六一七<sup>八</sup>並びにこれらに伴う水路の区域</p>

●佐賀県告示第百二十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定によ

り、白石町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十七年六月二十七日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字深浦字沖	大字真崎字一本杉二二〇八 <sup>一</sup> から二二〇八 <sup>一〇</sup> まで、二二〇九 <sup>一</sup> 、二二〇九 <sup>九</sup> 及び一三三三 <sup>一</sup> から一三三三 <sup>三</sup> まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月15日までにさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人とさくさん

(2) 代表者の氏名 白水 峰子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県鳥栖市田代昌町7番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、お互い様を合い言葉に、助け合いを第一の基礎と考え、多様な福祉サービスを通じて、近隣地域の高齢者、障害者に対して、住み慣れた環境の中で、安心して生きがいのある自分らしい生活を送れるよう、援助すると共に、子どもの情操教育や、家族、親等の要望に沿った生活援助に関する事業を行い、地域住民の健康維持と福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年8月15日までにさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人福祉・杏林会

(2) 代表者の氏名 石瀧 武志

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市内一丁目13番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「21世紀は、生命の世紀」という生命の尊厳の理念に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通

じて、健康で安心して暮らして行ける地域社会の建設に努力することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡大和町大字尼寺字築山1385番14及び1385番16から1385番24まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市駅南本町3番3号

株式会社地産開発

佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)第23条の規定により、平成16年度における公文書の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川 康

1 公文書の開示の請求の件数

請求件数
1,630件

2 開示、部分開示、非開示等の件数

(単位:件)

開示	851
部分開示	422
非開示	279
不存在	64



開示請求拒否	0
取下げ	5
却下	9
合計	1,630

3 不服申立ての件数及び処理件数

(単位：件)

16年度中	前年度繰越	計	認容		棄却	却下	取下げ	計
			全部	一部				
2	42	44	8	27	7	0	1	43

4 情報公開センターにおける情報提供状況

閲覧者	10,830人
-----	---------

5 公文書の開示の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実施機関	件数
統計包括本部	44
くらしし環境本部	116
健康福祉本部	29
農林水産商工本部(生産振興部を含む。)	53
県土づくり本部(交通政策部を含む。)	443
経営支援本部	32
出納局	1
東部工業用水道局	0
計	718

議	会	13
教	員	77
選	員	40
人	員	1
監	員	6
公	員	0
警	部	775
労	員	0
収	員	0
海	員	0
内	員	0
合	計	1,630

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第42条の規定により、

平成16年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成17年6月27日

佐賀県知事 古川 康

1 開示請求の件数

(単位：件)

書面による開示請求	口頭による開示請求
2	3,235

2 開示、部分開示、非開示等の件数

(単位：件)

処理状況	書面による開示請求	口頭による開示請求
開示	2	3,235
部分開示	0	0

非開示	0	0
開示請求拒否	0	0
不存	0	0
取下げ	0	0
却下	0	0
合計	2	3,235

- 3 開示決定等に対する不服申立ての件数 なし
- 4 訂正請求の件数 なし
- 5 訂正、部分訂正、非訂正、取り下げ及び却下の件数 なし
- 6 訂正決定等に対する不服申立ての件数 なし
- 7 是正申出の件数及びその処理の件数 なし
- 8 開示請求の実施機関別内訳

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求	口頭による開示請求
統計本部	0	0
くらし環境本部	0	0
健康福祉本部	0	93
農林水産商工本部	1	6
県土づくり本部	0	0
経営支援本部	0	4
出納局	0	0
東部工業用水道局	0	0
議	0	0
教育委員会	1	2,746
選挙管理委員会	0	0
人事委員会	0	386

監査委員	0	0
労働委員会	0	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
合計	2	3,235

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月二十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社 古川総合印刷